

仕様書

1 案件名

令和 8 年度下半期免税軽油単価契約

2 納入期間

令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

3 品名等

品名及び規格等は、次表に掲げるとおりとする。

なお、予定数量は給油数量を保証するものではなく、予定数量が増減しても異議を申し立てないものとする。

品名	規格	予定見込数量
免税軽油	J I S 2 号以上	60,000 リットル

4 納入場所等

高松市城東町に係留する県有船

- (1) 給油は給油タンク車（危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）第 15 条第 3 項で定める「船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所」）によりすること。

○ 県有船への給油は、長さ 40 メートル以上のホース及び燃料取入口の規格である「小澤物産㈱のメスネジ型アダプター（型式:0Z-A-SUS-2）」に適合するホースシャックルを使用して、カムロック接合により行うこと。

○ 1 日当たりの最大給油量は、5,000 リットル以下とする。

- (2) 納品後（給油の終了等）、納品書を県職員に交付すること。

- (3) 納入期限

香川県が指定する期限。

給油時間は、原則として午前 8 時から午後 5 時までとする。休日等にも、給油を依頼することがある。

5 秘密の保持

本業務の遂行上、知り得た一切の事項を他人に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

なお、本業務終了後においても同様とする。

6 担当者

香川県総務部総務事務集中課

物品調達グループ 三好

電話番号 087-832-3631

7 その他

- (1) 本契約は、免税軽油について1リットル当たりの単価契約とする。

なお、契約単価には消費税及び地方消費税を含むものとする。

落札者との契約は、商品毎に入札単価に消費税及び地方消費税を乗じ、小数点第3位以下の端数を切り捨て算出した金額を契約単価とする。

- (2) 請求に当たっては、月毎に、当該月の翌月に香川県知事あてに提出する。

請求金額は、1品目毎の契約単価に1か月分の納入数量を乗じて得た額を合計した額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- (3) 本入札はかがわ電子入札システムにより入札を行う。

- (4) 免税軽油の単価変更については、経済産業省資源エネルギー庁が発表する石油製品価格調査の給油所小売価格調査（軽油）において、「当該契約入札開始日直前の週次調査（発表日）」と「毎月25日直前の週次調査（発表日）（以下「週次調査」という。）」（変更契約を行っている場合は、変更契約時適用週次調査と週次調査）とを比較して、石油製品小売市況調査（香川）で2円以上の値上げ（値下げ）があった場合、その差額分を上限に、単価改定について双方協議のうえ原則として契約単価を改定するものとする。

- (5) その他の特別な事由が生じたときは、双方協議のうえ契約単価を改定できるものとする。

- (6) 仕様書に記載がない事項については、別途協議することとする。